

番号	1.
項目	この間「顔の見える関係性」は構築できたのか、そのために十分な巡回をしているのか、回答してください。
(回答) 本市の取組として、あいりん総合センター周辺で野宿をされている方に対し、福祉的支援につなげることを目的に夜間等に巡回を行っているところです。 巡回については月に 4 回実施しており、野宿されている方に対し、その都度、体調確認や支援にかかる面談を行っていることから、一部、面談ができていない方を除き、「顔の見える関係性」が構築できていると認識しています。 引き続き、野宿されている方の希望する支援等を聞き取り、その方々に応じた支援につなげることができるよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924

番号	2.
項目	どのような希望が出ていて、どう支援するのか？回答してください。
(回答) あいりん総合センター周辺に野宿されている方への巡回による面談において、三徳生活ケアセンターの利用を希望された方には、即日に利用できるよう対応しています。また、居宅保護や救護施設等への入所希望があった方に対しては、翌開庁日に西成区役所分館に希望者と同行し、支援につなげています。 しかしながら、面談はできるものの希望をお伝えいただけていない方がまだ一定数おられるので、引き続き、粘り強くお声掛けを行い、その方の希望を聞き取り、その方に応じた支援につなげることができるように取り組んでまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924

番号	3.
項目	ホームレス地域移行支援事業の成果を示してください。
(回答) ホームレス地域移行支援事業は、令和 6 年度 4 月から 9 月末現在までに、延べ 26 名の方々にご利用いただき、7 名が就労自立等につながったところです。 今後も地域での自立生活に向け、利用者に寄り添った個別支援を実施してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924

番号	4.
項目	センター回りからの立ち退きの新しい施策となった「簡易宿所の借り上げ」はいつからいつまで利用できるのか？その後はどう支援が続くのか？回答してください。
(回答) 始期は未定ですが、センター周辺の立ち退きにより、行く場所の無くなった方々に対して、簡易宿所を一定期間提供することを想定しています。 また、簡易宿所には、本市職員が訪問し、お声かけや相談を行い、その方に応じた支援につなげることができるように取り組んでまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924

番号	5.
項目	住宅扶助の単体給付は野宿からの脱出にとって非常に有効だと思いますが、なぜ、大阪市は単体給付を拒否するのか回答すること。拒否しないのであれば住宅費の単体給付を求める方に支給をすること。
(回答) 生活保護は、法定受託事務であり、生活保護事務の実施にあたっては国が定めた生活保護法（以下「法」といいます。）や「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知）等に基づき行っております。 法第 8 条において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」と定められており、国の定めた基準額に基づき、世帯の状況に応じて算定した最低生活費と要保護者の収入とを比較して不足分を保護費として支給することになります。こうしたことから、本人の希望により住宅扶助のみを支給するものではありません。 安定した住居のない状況の方から生活保護の相談があった場合、法等に基づき、相談者の必要性に応じて保護の決定を行うものとなります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	6.
項目	行政窓口が閉まっている場合の相談体制、緊急の受け入れ場所を作れ！再度回答を求めます。福祉局自立支援課として回答すること！
(回答) 行政窓口が閉まっている場合の相談体制や緊急の受け入れ場所の確保については、ホームレス状態で生活している者・住まいが不安定な状態にある者に対して重要な支援であることを充分認識しておりますが、一自治体の対応では、根本解決に至らない広域的、複合的な課題であることから、あいりん対策事業の予算確保に向け、国による積極的な関与のもと、十分な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924

番号	7.
項目	西成市民館は『福利・にぎわい施設』で検討中とのことですが、「千平米の福利施設」なるものが大阪市から提案されていますが、<u>西成市民館、保健センター分館について</u>は議題にも挙がっていません。<u>大阪市がどう考えているのか責任ある回答を下さい！</u>
(回答) 西成区での福利・にぎわい検討会議では、近隣施設等の連携・集約化も含めて検討がされておりますが、今後も引き続き関係機関と連携し検討を進めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924

番号	7.
項目	西成市民館は『福利・にぎわい施設』で検討中とのことですが、「千平米の福利施設」なるものが大阪市から提案されていますが、西成市民館、<u>保健センター分館</u>については議題にも挙がっていません。<u>大阪市がどう考えているのか責任ある回答を下さい！</u>
(回答) 西成区保健福祉センター分館につきましては、エレベーターの設置が無いこと、施設の老朽化が見受けられることなどにより、ご来庁される区民の皆様にご不便をおかけすることがあると認識しております。 階段を利用されることが困難な方がご来庁された場合につきましては、1 階の面接ブースに職員が赴いて対応するなど、可能な限り、丁寧な対応を心掛けてまいります。 (下線部について回答)	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683 西成区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6659-9872

番号	8.
項目	旧あいりん総合センター跡地も含めたこの地域に、行政の措置権限を持つ出張所、窓口を設置してください。
(回答) それぞれの地域における行政機能を備えた出張所、窓口等を設置する必要性の検討につきましては、各制度・事業の所管局においてそれぞれの実情を勘案し、既存の窓口を含めた総合的な検討をおこなう必要があります。西成区役所におきましては、今後も引き続き、各制度・事業の所管局をはじめとする関係機関と連携してまいりたいと考えております。	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683 西成区役所 総合企画課 電話：06-6659-9684